

三重県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布します。

平成二十七年十月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 三重県規則第七十号

#### 三重県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年三重県条例第五十五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(正当な理由がある場合)

第三条 条例第十三条第一号に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる用途に供するために危険薬物を購入し、若しくは譲り受け、又は所持する場合とする。

一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ホ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設又は獣医療法(平成

四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設

二 学術研究又は試験検査の用途(前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

三 医薬品医療機器等法第六十九条第四項又は第七十六条の八第一項に規定する試験の用途

四 医薬品医療機器等法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途

五 犯罪鑑識の用途

六 疾病の治療の用途

七 工業用の用途

八 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(警告書の様式)

第四条 条例第十四条第二項の規則で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(会長の設置及び権限)

第五条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員会の会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員二人が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 委員会の議事は、委員の過半数で決する。

(意見の聴取)

第七条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(会長への委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

様

三重県知事

印

警 告 書

下記の行為は、三重県薬物の濫用の防止に関する条例第13条第 号の規定に違反するので、同条例第14条第1項の規定により警告する。

記

1 日時

2 場所

3 違反内容

4 採るべき措置